

○事後審査型一般競争入札の試行に関する取扱い について

〔平成20年6月18日 建情第327号
各支庁長あて農政部長、水産林務部長、建設部長〕

【沿革】平成22年3月31日建情第1173号、27年3月19日建管第2603号、令和3年1月21日
建管第1325号、9月22日第718号改正

「入札契約制度の適正化に係る取組方針」（平成19年8月2日入札契約制度の適正化に関する連絡会議策定）に基づき一般競争入札を拡大したことから、事務量の軽減化を目的とし、別紙のとおり「事後審査型一般競争入札の試行に関する取扱い」を定め、平成20年7月1日以後に公告を行う工事から適用することとしたので事務処理を適切に行ってください。

〔農政部農村振興局事業調整課事業予算契約グループ
水産林務部総務課管理グループ
建設部建設管理局建設情報課工事管理グループ〕

事後審査型一般競争入札の試行に関する取扱い

1 目的

制限付一般競争入札実施要領（平成12年5月31日付け建情第368号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「制限付一般競争入札実施要領の制定について」。以下「要領」という。）に基づき、電子入札システム（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理の体系をいう。）以下「電子入札システム」という。）により実施する一般競争入札のうち、入札参加資格審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型一般競争入札」という。）を試行するに当たり、要領に定めのあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象工事

支出負担行為担当者（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第204条の19及び第204条の20の規定に基づき公有財産取得事務の依頼を受けた部長を含む。以下同じ。）は、農政部長、水産林務部長又は建設部長がそれぞれ別に定める工事のうち、事後審査型一般競争入札を行う工事として決定したものについて入札を実施するものとする。

3 入札の公告

支出負担行為担当者は、入札の公告に当たっては、要領3に掲げる事項のほか、「当該入札が入札参加資格審査を入札執行後に行う方式であること及び電子入札案件であること」を周知するものとする。

4 入札の参加申請

事後審査型一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申請書（別記第1号様式）を支出負担行為担当者に提出するものとする。

5 入札参加申請書受付票及び入札参加申請確認通知書の交付

支出負担行為担当者は、入札参加申請を行った者（以下「入札参加申請者」という。）に対して、入札参加申請書受付票（別記第3号様式）及び入札参加申請確認通知書（別記第4号様式）を交付するものとする。

6 入札書の提出

入札参加申請者は、入札書（北海道電子入札システムに係る様式第30号様式）に要領5に規定する書類及び工事費内訳書（支出負担行為担当者が工事ごとに別に示す内訳書様式を参考に作成したもの）を添付して、支出負担行為担当者に提出するものとする。

なお、提出した入札書及び工事費内訳書については、書換え、引換え、又は撤回することは認めないものとする。

7 落札候補者の決定

支出負担行為担当者（入札執行者）は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）のうち、最低の価格をもって入札を行った者を第一順位の落札候補者とする。この場合において、最低の価格をもって入札を行った者が2人以上いる場合は、くじ引きにより第一順位の落札候補者を決定するものとする。

なお、入札時における工事（委託）費内訳書の提出の取扱い（平成27年3月19日付け建管第2597号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「入札時における工事（委託）費内訳書の提出の取扱いについて」）の4又は6の(1)に該当し、無効入札となった入札参加者については、落札候補者から除くものとする。

8 入札書提出者の権限確認

- (1) 支出負担行為担当者（入札執行者）は、7の規定により第一順位の落札候補者を決定するときは、当該落札候補者に係る入札書を提出した者が、当該入札を行う権限があることを確認した上で、行うものとする。
- (2) (1)の確認の結果、入札書を提出した者が、当該入札を行う権限を有しない者であるときは、その者のした入札を無効とし、次に低い価格を提示した落札候補者（次に低い価格を提示した落札候補者が2人以上いる場合は、くじにより決定した者。以下11の(2)において同じ。）に係る入札書を提出した者が、当該入札を行う権限を有する者であることを確認した上で、当該落札候補者を第一順位の落札候補者とする。

なお、更にその者が権限を有しない場合には、落札候補者のうち入札価格の低い者から、順次、同様に確認を行うものとする。

9 落札決定の保留

支出負担行為担当者（入札執行者）は、第一順位の落札候補者があるときは、その者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留し、その旨を保留通知書（別記第5号様式）により入札参加者に通知するものとする。

10 入札参加資格審査に必要な書類の開封

- (1) 支出負担行為担当者は、第一順位の落札候補者が提出している入札書の添付書類を開封するものとする。
- (2) 支出負担行為担当者は、(1)により開封した添付書類に、重大な瑕疵があるなど、入札参加資格を満たさないおそれがある場合については、第二順位の落札候補者の添付書類を開封できるものとする。

なお、更に、第二順位の落札候補者の添付書類に重大な瑕疵があるなど、入札参加資格を満たさないおそれがある場合については、落札候補者のうち入札価格の低い者から、順次、同様に開封できるものとする。

11 入札参加資格の審査

- (1) 支出負担行為担当者は、開札日の翌日から起算して5日以内に合議制の組織（以下「委員会」という。）において、第一順位の落札候補者が要領第4の入札参加資格の要件を満たしているか否かの審査をさせるものとする。

なお、当該審査における審査基準日は開札日とする。

- (2) 支出負担行為担当者は、(1)の審査の結果、第一順位の落札候補者が入札参加資格を有しない場合には、次に低い価格を提示した落札候補者について、当該落札候補者に係る入札書を提出した者が、当該入札を行う権限があることを確認した上で、第一順位の落札候補者に繰り上げ審査を行うものとする。

なお、更に、当該落札候補者が入札参加資格を有しない場合は、落札候補者のうち入札価格の低い者から、順次、同様に審査を行うものとする。

12 落札者の決定又は入札参加資格不適合の決定

- (1) 支出負担行為担当者は、11の審査の結果及び13の(5)により、入札参加資格がある

と認めた第一順位の落札候補者を落札者として決定し、落札決定通知書（北海道電子入札システムに係る様式第41号様式）により、落札者及び他の入札参加者に通知するものとする。ただし、11の(2)により入札参加資格があると認めた第一順位の落札候補者については、13の(1)により設定した理由説明の要求期限まで落札決定を保留するものとし、繰り上げ前の第一順位の落札候補者について、入札参加資格がないと認めた者（以下「非資格者」という。）であることが確定したときに、当該非資格者のした入札を無効とした上で、落札者として決定するものとする。

- (2) 支出負担行為担当者は、落札候補者が入札参加資格がないと認めた場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適合通知書（別記第6号様式）を書面により通知するものとする。

13 非資格者に対する理由の説明等

- (1) 支出負担行為担当者は、12の(2)の通知に当たり、非資格者に対しては、入札参加資格がないと認めた理由を付すとともに、当該通知をした日の翌日から起算して5日（北海道の休日に関する条例（平成元年条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内にその理由について説明を求めることができる旨、併せて通知するものとする。
- (2) 非資格者が(1)の説明を求める場合は、支出負担行為担当者に対し書面によりこれを行わせるものとする。
- (3) 支出負担行為担当者は、(2)の説明を求められたときは、原則として説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して2日以内に、非資格者に対し要領別記第7号様式により回答するものとする。
- (4) 支出負担行為担当者は、(3)の回答において、入札参加資格がないと認めた理由についての説明に不服がある場合は、回答を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、再苦情の申立てを行うことができる旨、併せて通知するものとする。
- (5) 支出負担行為担当者は、非資格者に入札参加資格があると認めたときは、(3)の回答と併せ、改めて入札参加資格がある旨通知するものとする。
- (6) 支出負担行為担当者は、(5)の通知を行うに当たっては、委員会の審査を経てこれを行うものとする。

14 標準的日数

この取扱いに係る標準的日数は、別紙に示すとおりとする。

15 その他

この取扱いに定めるもののほか、事後審査型一般競争入札の試行に関し必要な事項は、農政部長、水産林務部長又は建設部長が別に定めるものとする。